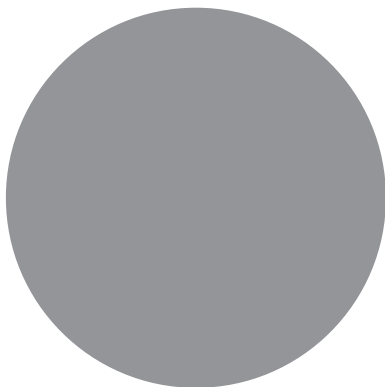


第115回 定時株主総会 招集ご通知



【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染予防のため、当社スタッフはマスク着用にて対応させていただく場合がございます。株主の皆さまにおかれましては、自他の感染予防の観点から、書面（郵送）による議決権行使をしていただき、当日のご来場は極力自粛いただきますようお願い申し上げます。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<http://www.kogi.co.jp/>

本年から株主総会ご出席株主様へのお土産を取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2020年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 姫路市大津区勸兵衛町3丁目12番地
当社東工場 レインボーホール
末尾記載の「会場ご案内略図」をご参照ください。

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
5名選任の件

目 次

第115回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	2
事業報告	5
連結計算書類	16
計算書類	18
監査報告書	20



株 主 各 位

姫路市大津区勸兵衛町4丁目1番地

虹技株式会社

代表取締役社長 山本幹雄

第115回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第115回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するよう、ご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 姫路市大津区勸兵衛町3丁目12番地
当社東工場 レインボーホール
（末尾記載の「会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第115期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容および計算書類の内容報告の件
2. 第115期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
会計監査人および監査等委員会の第115期連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項については、当社ウェブサイト（<http://www.kogi.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- ③ 連結計算書類の「連結注記表」
- ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ⑤ 計算書類の「個別注記表」

なお、監査等委員会は本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類および計算書類のほか、上記①～⑤につきましても監査しております。また、会計監査人は本招集ご通知に記載した連結計算書類および計算書類のほか、上記②～⑤につきましても監査しております。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kogi.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎本定時株主総会におきましては、当社役員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
株主様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当（第115期期末配当）に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、中長期的な事業計画に基づき、企業の継続的発展と企業価値の向上を図るために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保にも意を用い、当期の業績ならびに当社をとりまく環境を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき50円 総額 165,717,700円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員
 （5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	やま もと みき お 山 本 幹 雄 (1959年7月1日生)	1982年4月 当社入社 2008年4月 大型鋳物事業部長 2011年6月 執行役員東京支社長 2015年6月 当社取締役 2016年4月 鋳物部門統括および風土改革担当 2017年2月 当社代表取締役社長（現在） [取締役候補者とした理由] 営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、2017年2月から代表取締役社長に就任。経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	3,400株
2	たに おか つかさ 谷 岡 宗 (1960年4月8日生)	1984年4月 当社入社 2006年4月 経理部長 2009年6月 執行役員経理部長 2011年6月 当社取締役 2017年6月 当社常務取締役（現在） 2019年4月 経理部長および総務部、人事部、経営企画部、環境安全管理部、防災管理室、情報システムグループ担当（現在） [取締役候補者とした理由] 財務部門、管理部門、電算部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、2017年6月から常務取締役に就任。これまでの取締役としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	3,100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	まつもと とも ひろ 松本智汎 (1944年12月29日生)	1963年3月 当社入社 2008年6月 執行役員大型鋳物事業部および 中国統括部長 2013年6月 当社取締役(現在) 2018年4月 海外事業部長(現在) [取締役候補者とした理由] 国内鋳物製造部門、海外事業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、2013年6月から取締役に就任。これまでの取締役としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	14,900株
4	みず た とし ひろ 水田敏弘 (1952年6月13日生)	1975年4月 当社入社 2007年4月 機械事業部長兼同送風機 営業グループリーダー 2008年6月 執行役員機械事業部長 2013年6月 資材部長兼機械事業部および 環境装置事業部統括部長 2016年4月 資材部長兼機械事業部長および 環境装置事業部統括部長 2017年6月 当社取締役(現在) 2019年4月 資材部、技術部、機械事業部、 環境装置事業部、 ソーラー事業グループ担当(現在) [取締役候補者とした理由] 営業部門、購買部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、2017年6月から取締役に就任。これまでの取締役としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	1,600株
5	かた ぎり やす はる 片桐康晴 (1965年2月5日生)	1988年11月 当社入社 2011年4月 デンスパー事業部長 2015年1月 執行役員デンスパー事業部長 2019年4月 デンスパー事業部、機能材料部、 開発部統括 2019年6月 当社取締役(現在) 2019年6月 デンスパー事業部、機能材料部、 開発部担当(現在) [取締役候補者とした理由] 営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、2019年6月から取締役に就任。これまでの取締役としての実績を踏まえ、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	2,000株

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以 上

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半は内需が寄与して緩やかな回復基調が続きましたが、米中貿易摩擦による中国景気減速などの外部環境の悪化により、製造業を中心に景況が悪化し、2020年2月以降の世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその拡大防止対策による景気の押し下げで、先行きの不透明感が一層強まる状況となりました。

このような状況のもとで当社グループは、2019年度を初年度とする第6次3カ年計画を策定し、既存事業の収益構造の改革や新たな分野の開拓、新しい製品の開発、財務体質の更なる強化などの取組みを全社一丸となって進めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、中国景気減速などの外部環境悪化の影響を受け、中国国内で自動車用プレス金型鑄物の製造販売を手がける天津虹岡鑄鋼有限公司および南通虹岡鑄鋼有限公司の業績が低迷し、国内においても連続鑄造鑄鉄棒のデンスパーの売上が回復せず、加えて投資有価証券評価損による特別損失の計上もあり、売上高212億5千9百万円（前期 240億1千3百万円）、営業利益5億3千9百万円（前期 12億8千4百万円）、経常利益3億7千2百万円（前期 13億円）、親会社株主に帰属する当期純利益1億2百万円（前期 7億3千4百万円）となりました。

事業別の概況は、次のとおりであります。

① 鑄物関連事業

鑄型は、エネルギー関連、造船関連、自動車関連などの外部環境の悪化により、鍛造鋼塊用鑄型、特殊鋼用鑄型ともに需要が低調で、売上高は、前期を下回りました。ロールは、H形鋼用水平ロールの新規受注や特殊鋼棒線用ロール、パイプ用ロールの受注増により、売上高は、前期を上回りました。自動車用プレス金型鑄物は、新車開発の計画見直しや凍結が相次ぎ、売上高は、前期を下回りました。大型産業機械用鑄物は、工作機械業界が減産傾向にある中、電気自動車の部品用プレス機向け鑄物の受注増により、売上高は、前期を上回りました。小型鑄物は、下水道鉄蓋の新規開拓や電線共同溝用鉄蓋の受注拡大により、売上高は、前期を上回りました。デンスパーは、建設機械関連向けの減速を受け、売上高は、前期を下回りました。海外事業の天津虹岡鑄鋼有限公司、南通虹岡鑄鋼有限公司は、中国経済の減速や競合の激化、原材料のスクラップ価格の高止まりなどにより、売上高、損益とも前期を下回りました。

この結果、当事業の売上高は、174億8百万円（前期 197億2千5百万円）、経常利益は、2億6千9百万円（前期 10億2千4百万円）となりました。

② 機械関連事業

送風機は、環境関連の大口案件があり、売上高は、前期を上回りました。環境・省エネ商品のトランスベクターは、鉄鋼業界の落ち込みによる鉄鋼関連向け大口案件の減少や、半導体市場の悪化による半導体関連向けの需要減により、売上高は、前期を下回りました。KCカーボンセラミックスは、半導体市場の悪化により液晶パネル設備向けのベアリング関連需要が低迷し、売上高は、前期を下回りました。KCメタルファイバーは、自動車産業の低迷により自動車用摩擦材の需要が減少し、売上高は、前期を下回りました。

この結果、当事業の売上高は、22億1百万円（前期 23億円）、経常利益は、1億9千6百万円（前期 2億1千5百万円）となりました。

③ 環境関連事業

環境装置事業は、大口案件やメンテナンス工事の受注件数が減少し、売上高は、前期を下回り、当事業の売上高は、16億5千万円（前期 19億8千7百万円）、経常利益は、2億2千1百万円（前期 2億5千2百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました設備投資額は総額で13億6千2百万円となりました。

当連結会計年度中に完成した設備、継続中の設備で特記すべきものはありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の設備資金および運転資金につきましては、自己資金と借入金をもって充ちいたしました。

(4) 対処すべき課題

素形材を主力とする当社グループの経営環境は、国内鋳物事業市場の成熟化が進むなか、競合の激化、事業環境の急激な変化など、依然として不透明な状況が続くものと予想されます。

また、中国国内で自動車用プレス金型鋳物の生産・販売を手がけている海外子会社は、米中貿易摩擦の影響による中国経済の減速懸念も残り、依然として不安定な状況が続くものと予想されます。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大による世界経済への影響が懸念され、先行きが不透明な状況にあり、現時点では合理的な業績予想の算出が困難な状況にあります。

こうしたなか、当社グループの一人ひとりが同じベクトルのもと一丸となって、企業の継続的發展を図るため、『誇り』をキーワードとした「第6次3カ年計画」に基づき、以下のような取組みを進めております。

①社会に誇れる企業を目指して

イ. コンプライアンスを重視した経営活動の遂行

社会に誇れる企業として安全を最優先とし、法令を遵守した経営活動を行う。あわせて環境・安全面に配慮した設備改善等を継続的に進めていく。

ロ. 誇れる商品、誇れるサービスをお客様に

お客様にとってより良い商品・サービスを提供するとともに、その信頼に応えるため、品質管理体制の更なる充実を図る。

②従業員一人ひとりが輝き誇れる企業に

イ. 風土改革活動の継続

従業員一人ひとりが、虹技で働くことを誇りに思う一体感のある風土作りを進めていく。

ロ. 人材の育成

虹技社員として、誇りをもって行動するべく人材教育に注力する。

③誇れる未来を創造するために

イ. 既存事業の収益構造の改革

全ての事業において将来性を見極め、ビジネスプロセス変革による生産性の向上等、取り組むべき課題の明確化を行い、より収益をあげるべく収益構造の改革を実施する。

ロ. 新たな分野、製品への取組み

既存事業の充実に加え、たえず新しい分野の開拓、新しい製品の開発に取り組み、世に出すことによって社会の発展に貢献する。

ハ. 財務体質の更なる強化

経営環境の波に対して抵抗力のある財務体質を構築する。

こうした企業体質の強化に向けた活動をグループの総力を挙げて推し進め、より一層の企業価値の増大を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第112期 (2017年3月期)	第113期 (2018年3月期)	第114期 (2019年3月期)	第115期 (当連結会計年度 (2020年3月期))
売上高 (百万円)	19,772	22,942	24,013	21,259
経常利益 (百万円)	1,822	1,336	1,300	372
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	370	657	734	102
1株当たり 当期純利益 (円)	112.17	198.64	221.52	30.79
総 資 産 (百万円)	23,970	29,256	28,563	26,720
純 資 産 (百万円)	11,545	12,718	12,955	12,466
1株当たり 純 資 産 額 (円)	2,852.40	3,047.46	3,139.89	3,047.91

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 2017年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。第112期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産額を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第114期の期首から適用しており、第113期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
虹技サービス株式会社	10 ^{百万円}	100%	サービス業
南通虹岡鋳鋼有限公司	1,642 (1,500万US\$)	51	金属製品の製造販売
天津虹岡鋳鋼有限公司	871 (800万US\$)	51	金属製品の製造販売

(7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業の内容
鋳物関連事業	鉄鋼圧延用ロール・鋼塊用鋳型・自動車用金型鋳物・デンスパー(連続鋳造鋳物材)・一般鋳物製品等の製造および販売
機械関連事業	機械製品等の製造および販売・ソーラー発電
環境関連事業	環境関連装置・機器等の製造および販売 土木・建設工事の請負

(8) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

① 当社

本社	兵庫県姫路市大津区勘兵衛町4丁目1番地
支社	東京(東京都港区)
営業所	名古屋(愛知県名古屋市)、北陸(石川県金沢市)、北九州(福岡県北九州市)
工場	姫路東工場(兵庫県姫路市)、姫路西工場(兵庫県姫路市)

② 子会社

虹技サービス株式会社	兵庫県姫路市
南通虹岡鋳鋼有限公司	中国 江蘇省 南通市
天津虹岡鋳鋼有限公司	中国 天津市

(9) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
鋳物関連事業	580名	47名減
機械関連事業	74	7名増
環境関連事業	11	2名減
全社(共通)	98	6名増
合計	763	36名減

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、平均臨時雇用者数は従業員の10%未満のため含んでおりません。

2. 全社(共通)は、管理部門の従業員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
452名	—	39.1歳	16.8年

(注) 従業員数は就業人員数であり、平均臨時雇用者数は従業員の10%未満のため含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	3,278 <small>百万円</small>
株式会社りそな銀行	744
株式会社三菱UFJ銀行	1,502

2. 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 3,362,163 株（自己株式47,809株を含む）
- (3) 株主数 2,614 名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友生命保険相互会社	190 ^{千株}	5.7 [%]
虹技取引先持株会	163	4.9
株式会社三井住友銀行	148	4.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	138	4.2
株式会社りそな銀行	105	3.2
株式会社神戸製鋼所	81	2.4
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	79	2.4
株式会社三菱UFJ銀行	70	2.1
三井住友信託銀行株式会社	60	1.8
虹技社員持株会	57	1.7

(注) 持株比率は自己株式（47,809株）を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山 本 幹 雄	
常 務 取 締 役	谷 岡 宗	経理部長および総務部、人事部、経営企画部、環境安全管理部、防災管理室、情報システムグループ担当
取 締 役	松 本 智 汎	海外事業部長
取 締 役	水 田 敏 弘	資材部、技術部、機械事業部、環境装置事業部、ソーラー事業グループ担当
取 締 役	片 桐 康 晴	デンスパー事業部、機能材料部、開発部担当
取 締 役 (常勤監査等委員)	日 置 善 弘	
取 締 役 (監査等委員)	鈴 木 克 明	
取 締 役 (監査等委員)	松 山 康 二	公認会計士松山康二事務所代表

- (注) 1. 取締役(監査等委員)日置善弘氏、鈴木克明氏および松山康二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、日置善弘氏を常勤の監査等委員として監査等委員会にて選定しております。
3. 取締役(監査等委員)松山康二氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役(監査等委員)日置善弘氏、鈴木克明氏および松山康二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役および監査役の異動は次のとおりであります。
- ①当社は、2019年6月26日開催の第114回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役 日置善弘氏、鈴木克明氏および松山康二氏は任期満了により退任し、同日付で取締役(監査等委員)に就任いたしました。
- ②2019年6月26日開催の第114回定時株主総会において、片桐康晴氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
- ③2019年6月26日開催の第114回定時株主総会最終結の時をもって、取締役 西川進氏および岩崎和文氏は任期満了により退任いたしました。
6. 当事業年度中に取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。

氏 名	地位および担当		
	変更前	変更後	異動年月日
谷 岡 宗	常務取締役	常務取締役	2019年 4月1日付
	経理部長および総務部、人事部、防災管理室、環境安全管理部、情報システムグループ担当	経理部長および総務部、人事部、経営企画部、環境安全管理部、防災管理室、情報システムグループ担当	
水 田 敏 弘	取締役	取締役	2019年 4月1日付
	資材部長兼機械事業部長および環境装置事業部担当	資材部、技術部、機械事業部、環境装置事業部、ソーラー事業グループ担当	

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	7 名 (1)	87 百万円 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	3 (3)	15 (15)
監査役 (うち社外監査役)	3 (3)	5 (5)
合 計 (うち社外役員)	13 (7)	109 (23)

- (注) 1. 上記には、2019年6月26日開催の第114回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名(うち社外取締役1名)および監査役3名(うち社外監査役3名)を含めております。なお、当社は、2019年6月26日開催の第114回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等の額は含まれておりません。
3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第101回定時株主総会において年額144百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まない)と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第114回定時株主総会において年額144百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まない)とすること、および当該報酬額の範囲内で取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に対して譲渡制限付株式を割り当てることについて決議いただいております。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第114回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
5. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第101回定時株主総会において年額24百万円以内と決議いただいております。
6. 報酬等の額には、譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額3百万円(取締役(社外取締役を除く)1名)を含めております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼職の状況	当社との関係
取締役 (監査等委員)	松山康二	公認会計士 松山康二事務所	代表	特別の関係はありません。

② 主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役 (常勤監査等委員)	日置善弘	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、監査役として3回、監査等委員として10回に出席し、また、監査役会3回のうち3回、監査等委員会10回のうち9回に出席し、適宜質問し意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	鈴木克明	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、監査役として3回、監査等委員として12回に出席し、また、監査役会3回および監査等委員会10回の全てに出席し、適宜質問し意見を述べております。
取締役 (監査等委員)	松山康二	当事業年度に開催された取締役会15回のうち、監査役として3回、監査等委員として12回に出席し、また、監査役会3回および監査等委員会10回の全てに出席し、適宜質問し意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26 ^{百万円}
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務状況、および報酬見積り等の算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 当社の子会社南通虹岡鋳鋼有限公司および天津虹岡鋳鋼有限公司は、当社の会計監査人以外の会計士事務所（中国における当該資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めた場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

- (注) 1. 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。
2. 本事業報告における数値は、特に記載のない場合、当期末現在のものです。

連 結 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	15,337	流 動 負 債	10,770
現 金 及 び 預 金	2,118	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,588
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	8,177	短 期 借 入 金	4,681
電 子 記 録 債 権	1,443	未 払 金	1,783
商 品 及 び 製 品	1,161	未 払 法 人 税 等	23
仕 掛 品	1,202	賞 与 引 当 金	277
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	928	そ の 他	417
そ の 他	396	固 定 負 債	3,483
貸 倒 引 当 金	△90	長 期 借 入 金	2,971
固 定 資 産	11,382	繰 延 税 金 負 債	139
有 形 固 定 資 産	9,464	退 職 給 付 に 係 る 負 債	351
建 物 及 び 構 築 物	2,916	そ の 他	21
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	3,975	負 債 合 計	14,254
工 具 、 器 具 及 び 備 品	1,055	(純 資 産 の 部)	
土 地	1,220	株 主 資 本	9,763
建 設 仮 勘 定	295	資 本 金	2,002
無 形 固 定 資 産	218	資 本 剰 余 金	602
投 資 其 他 の 資 産	1,699	利 益 剰 余 金	7,213
投 資 有 価 証 券	1,567	自 己 株 式	△55
長 期 貸 付 金	0	其 他 の 包 括 利 益 累 計 額	338
そ の 他	130	其 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	383
貸 倒 引 当 金	△0	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△1
資 産 合 計	26,720	為 替 換 算 調 整 勘 定	77
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△120
		非 支 配 株 主 持 分	2,364
		純 資 産 合 計	12,466
		負 債 純 資 産 合 計	26,720

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2019年 4月 1日から
2020年 3月 31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		21,259
売 上 原 価		17,998
売 上 総 利 益		3,261
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,722
営 業 利 益		539
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	46	
そ の 他	62	110
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	135	
そ の 他	141	276
経 常 利 益		372
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	33	
国 庫 補 助 金	4	37
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	312	
固 定 資 産 圧 縮 損	4	316
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		94
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	38	
法 人 税 等 調 整 額	61	100
当 期 純 損 失		△6
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△108
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		102

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,068	流動負債	8,896
現金及び預金	1,881	支払手形	1,009
受取手形	517	買掛金	2,186
電子記録債権	1,214	短期借入金	3,405
売掛金	4,321	未払金	1,209
商品及び製品	1,161	未払法人税等	23
仕掛品	1,024	未払消費税等	72
原材料及び貯蔵品	708	未払費用	178
前払費用	60	賞与引当金	204
その他	178	設備関係未払金	590
貸倒引当金	△1	その他	16
固定資産	9,425	固定負債	2,433
有形固定資産	6,425	長期借入金	2,125
建物	1,183	繰延税金負債	105
構築物	389	退職給付引当金	181
機械及び装置	2,652	その他	21
車両運搬具	28	負債合計	11,329
工具、器具及び備品	734	(純資産の部)	
土地	1,220	株主資本	8,781
建設仮勘定	216	資本金	2,002
無形固定資産	6	資本剰余金	602
ソフトウェア	4	資本準備金	602
その他	1	利益剰余金	6,232
投資その他の資産	2,993	利益準備金	375
投資有価証券	1,567	その他利益剰余金	5,857
関係会社株式	1,292	配当平均積立金	68
長期貸付金	0	別途積立金	578
前払年金費用	2	繰越利益剰余金	5,210
その他	130	自己株式	△55
貸倒引当金	△0	評価・換算差額等	382
資産合計	20,493	その他有価証券評価差額金	383
		繰延ヘッジ損益	△1
		純資産合計	9,163
		負債純資産合計	20,493

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 4月 1日から
2020年 3月 31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		16,535
売 上 原 価		13,920
売 上 総 利 益		2,615
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,992
営 業 利 益		622
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	46	
そ の 他	53	100
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38	
そ の 他	97	135
経 常 利 益		586
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	33	
国 庫 補 助 金	4	37
特 別 損 失		
投 資 有 価 証 券 評 価 損	312	
固 定 資 産 圧 縮 損	4	316
税 引 前 当 期 純 利 益		308
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	38	
法 人 税 等 調 整 額	77	115
当 期 純 利 益		192

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

虹技株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 壽俊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚弥 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、虹技株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、虹技株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判よる。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

虹技株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 廣田 壽俊 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西野 尚弥 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、虹技株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第115期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第115期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

虹 技 株 式 会 社 監 査 等 委 員 会

常 勤 監 査 等 委 員 （社外取締役） 日 置 善 弘 ㊞

監 査 等 委 員 （社外取締役） 鈴 木 克 明 ㊞

監 査 等 委 員 （社外取締役） 松 山 康 二 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内

会場 姫路市大津区勸兵衛町3丁目12番地
当社東工場 レインボーホール

株主総会会場ご案内略図

